

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和7年3月11日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

東山区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和7年4月18日から同年5月30日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所 : 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
4月18日(金)	午前10時～午後1時30分	元 今熊野小学校
4月21日(月)	午前10時～午後2時30分	開晴小中学校(六原学舎)
4月22日(火)	午前10時～午後2時30分	元 有濟小学校
4月23日(水)	午前10時～午後2時30分	東山泉小中学校(西学舎)
4月24日(木)	午前10時～午後2時30分	東山総合支援学校
4月25日(金)	午前11時～午後2時30分	元 月輪小学校